

別表 1 (第 1 条第 1 項第 1 号関係)【追加分】

身体障害認定基準

平成 15 年 1 月 10 日 障発第 0110001 号
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

第 2 個別事項

(中略)

五 内臓の機能障害

(中略)

7 肝臓機能障害

ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child-Pugh分類(注26)の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。

(イ) 次の項目(a～j)のうち、5項目以上が認められるもの。

- a 血清総ビリルビン値が5.0mg/dℓ以上
- b 血中アンモニア濃度が150μg/dℓ以上
- c 血小板数が50,000/mm³以下
- d 原発性肝がん治療の既往
- e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
- f 胃食道静脈瘤治療の既往
- g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
- h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある
- i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
- j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある

イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child-Pugh分類(注26)の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くも

の。

(イ) ア(イ)の項目(a～j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。

ウ 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child-Pugh分類(注26)の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。

(イ) ア(イ)の項目(a～j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。

エ 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) Child-Pugh分類(注26)の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。

(イ) ア(イ)の項目(a～j)のうち、1項目以上が認められるもの。

オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

(注26) Child-Pugh分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(I・II)	昏睡(III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超